

## 注　　釈

### 注1（参考）　高等学校で身に付けるべき力

国際バカロレア※においては、以下の学習者像を目指している。

Inquirers	探究する人
Knowledgeable	知識のある人
Thinkers	考える人
Communicators	コミュニケーションができる人
Principled	信念のある人
Open-minded	心を開く人
Caring	思いやりのある人
Risk-takers	挑戦する人
Balanced	バランスのとれた人
Reflective	振り返りができる人

(文部科学省ホームページ「国際バカロレアの3つのプログラム」

([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kokusai/ib/1308000.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/ib/1308000.htm)) による)

### ※ 国際バカロレア

インターナショナルスクールの卒業生に、国際的に認められる大学入学資格を与え、大学進学へのルートを確保するとともに、学生の柔軟な知性の育成と、国際理解教育の促進に資することを目的として1968年に国際バカロレア機構が発足した。

国際バカロレア機構は、スイスのジュネーブに本部を置き、認定校に対する共通カリキュラムの作成や国際バカロレア試験の実施及び国際バカロレア資格の授与などを行っている。

(文部科学省ホームページ「国際バカロレアとは」

([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kokusai/ib/1307998.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/ib/1307998.htm)) による)

### 注2（関連事項）　「平成24年度公立学校基本数」

平成24年3月の国・公・私立高等学校（全日制・定時制・通信制）の卒業者（年度途中（平成23年4月1日～平成24年3月31日）に卒業を認められたものを含む。）は、24,640人で、卒業後の状況は、次のとおりである。

- ・大学などへの進学者は14,407人（58.5%）
- ・専修学校などへの入学者は5,695人（23.1%）
- ・就職者（就職しながら大学・短期大学、専門学校等へ進学した者を含む。）は3,439人（14.0%）
- ・一時的な仕事に就いた者は386人（1.6%）
- ・死亡・不詳・その他は794人（3.2%）

（広島県教育委員会「平成24年度公立学校基本数」の「高等学校及び特別支援学校（高等部）卒業者の状況」による）

### 注3（解説）「生きる力」

「生きる力」とは、知・徳・体のバランスのとれた力のことをいう。

- ・確かな学力

基礎・基本を確実に身に付け、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力

- ・豊かな人間性

自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など

- ・健康・体力

たくましく生きるための健康や体力

（文部科学省「すぐにわかる新しい学習指導要領のポイント」〔保護者用パンフレット 平成23年作成〕による）

### 注4（参考）「全ての高校生が身に付けるべき力（コア）」

文部科学省の中央教育審議会の高等学校教育部会（第14回）の配布資料では、全ての生徒が共通して身に付けるべきもの（＝コア）について、次のとおり整理している。

- ・確かな学力

基礎的な知識・技能

基礎的な知識・技能を活用して課題を解決する力（思考力・判断力、表現力等）

主体的に学習に取り組む意欲・態度

- ・豊かな心

社会の発展に寄与する態度を養うために必要な「公共心」や「倫理観」

社会奉仕の精神、他者への思いやり

- ・健やかな体

健康の保持増進のための実践力

### 注5（解説）デュアルシステム

ドイツの職業教育・訓練制度の特色は、デュアルシステムと呼ばれる制度である。デュアルシステムとは、全日制普通教育終了後、企業における職業訓練と並行して職業学校に通学し、学校から職場へと滑らかに移動することを可能にすることを意図している。一般には週3日程度、企業で訓練を受ける。残りの2日は職業学校で授業を受ける。

デュアルシステムの中心となる部分は、企業における職業訓練である。これは中世の徒弟制度の流れを汲むもので、親方（マイスター）が指導員となり、訓練生を教える。訓練内容の実質的枠組みは商工会議所や手工業会議所といった職業団体が職種毎に作成する。類似する職種については、基盤となる部分を共通化している。訓練期間は3年半が標準であるが、期間を短縮することも可能である。

職業学校における教育は、企業における職業訓練と並行して行われる。教育内容の基準は各州の文部大臣が学習指導要領により定められている。教育内容は普通教育科目と専門理論教育科目を中心に構成されている。

職業訓練は、会議所等が行う職人試験等に合格することにより修了する。職人試験等の合格により、訓練生は職人、専門労働者等となる。

(専門高校等における「日本版デュアルシステム」に関する調査研究協力者会議「専門高校等における『日本版デュアルシステム』の推進に向けて—実務と教育が連結した新しい人材育成システム推進のための政策提言—」(平成16年2月20日) (pp.43-44)による)

#### 注6 (関連事項) 専門的知見を有する方にインタビューを実施

専門学科(商業・家庭・看護・福祉・体育・国際)の在り方に係る有識者へのインタビュー実施状況は次のとおりである。

学科※	氏名(敬称略)	所 属 等	実施日
商業	川口 譲	株式会社デイ・リンク 代表取締役社長	11月14日
家庭	鈴木 明子	広島大学大学院教育学研究科 (人間生活教育学講座)准教授	11月5日
看護	板谷 美智子	社団法人広島県看護協会 会長	11月9日
	小山 真理子	日本赤十字広島看護大学 学長 研究科長、ヒューマン・ケアリングセンター長	11月20日
福祉	菅井 直也	広島文教女子大学人間科学部 教授 (併) 大学院人間科学研究科人間福祉学専攻主任	11月5日
	廣山 初江	社団法人広島県介護福祉士会 会長	11月5日
体育	東川 安雄	広島大学大学院教育学研究科 (生涯活動教育学専攻健康スポーツ科学講座)教授	11月14日
国際	深澤 清治	広島大学大学院教育学研究科 (英語文化教育学講座)教授	11月29日

※ 文部科学省令「高等学校設置基準」に定められた専門教育を主とする学科の順による。

#### 注7 (解説) 総合学科

「普通科と職業学科に大別されている学科区分を見直し、普通科と職業学科とを総合するような新たな学科の設置」について、中央教育審議会で提言(平成3年4月)され、普通教育及び専門教育の選択履修を旨として総合的に施す学科として、平成5年3月に設けられ、本県では、平成7年度に導入した学科である。

総合学科における教育の特色としては、次のような点があげられる。

- ① 将来の職業選択を視野に入れた自己の進路への自覚を深めさせる学習を重視すること。  
このため、在学中に自己の進路への自覚を深めさせる動機となるような科目を開設するとともに、生徒の科目選択に対する助言や就職希望者・進学希望者の双方を視野に入れた進路指導などのガイダンスの機能を充実すること。
- ② 生徒の個性を生かした主体的な学習を通して、学ぶことの楽しさや成就感を体験させる学習を可能にすること。

このため、教育課程の編成に当たっては幅広く選択科目を開設し、生徒の個性を生かした主体的な選択や実践的・体験的な学習を重視し、多様な能力・適性等に対応した柔軟な教育を行うことができるようすること。

また、総合学科における教育課程の編成では、生徒の主体的な選択を重視する観点から、生徒に

ある程度のまとまりのある学習を可能とし、自己の進路の方向に沿った科目の選択ができるようするため、体系性や専門性等において相互に関連する教科・科目で構成される科目群（総合選択科目群）を複数開設するとともに、必要に応じ、総合選択科目群の性格とは異なる科目（自由選択科目）を設けて、生徒が自由に選択履修できるようにすることとしている。

なお、総合選択科目群の種類としては、例えば、情報系列、伝統技術系列、工業管理系列、流通管理系列、国際協力系列、地域振興系列、海洋資源系列、生物生産系列、福祉サービス系列、芸術系列、生活文化系列、環境科学系列、体育・健康系列等の科目群が考えられるが、その種類及びその科目構成については地域や生徒の実態を考慮しつつ設置者及び学校が定めることとされている。

（第4回会議（平成24年9月7日）配付資料 資料番号3「高等学校の設置状況」（p.8）による）

（「高等学校学習指導要領解説総則編」（平成21年7月文部科学省）（pp.44-45）による）

（「総合学科について」（平成5年3月22日文部省初等中等教育局長通知）による）

#### 注8（関連事項） 「平成24年度公立学校基本数」

平成24年5月1日現在の在籍生徒数は、

- ・定時制課程は、2,361人（公立高等学校のみ在籍）
- ・通信制課程は、4,015人（公立・私立高等学校に在籍）

で、計6,376人である。

（広島県教育委員会「平成24年度公立学校基本数」の「高等学校の学校別基本数（課程別）」による）

#### 注9（解説） 「中高一貫教育校」

##### ○ 導入の趣旨

従来の中学校・高等学校の制度に加えて、生徒や保護者が6年間の一貫した教育課程や学習環境の下で学ぶ機会をも選択できるようにすることにより、中等教育の一層の多様化を推進し、生徒一人一人の個性をより重視した教育の実現を目指すものとして、中央教育審議会第二次答申（平成9年6月）の提言を受けて、「学校教育法等の一部を改正する法律」が平成10年6月に成立し、平成11年4月より、中高一貫教育を選択的に導入することが可能となりました。

##### ○ 中高一貫教育の実施形態

中高一貫教育については、生徒や保護者のニーズ等に応じて、設置者が適切に対応できるよう、次の3つの実施形態があります。

###### ・中等教育学校

一つの学校として、一体的に中高一貫教育を行うものです。

###### ・併設型の中学校・高等学校

高等学校入学者選抜を行わずに、同一の設置者による中学校と高等学校を接続するものです。

###### ・連携型の中学校・高等学校

市町村立中学校と都道府県立高等学校など、異なる設置者間でも実施可能な形態であり、中学校と高等学校が、教育課程の編成や教員・生徒間交流等の連携を深めるかたちで中高一貫教育を実施するものです。

（文部科学省ホームページ「中高一貫教育の概要」

（[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/ikkan/2/1316125.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/ikkan/2/1316125.htm)）による）

## 注 10（解説） 「国会の附帯決議」

「学校教育法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成 10 年 5 月 22 日衆議院文教委員会）

政府及び関係者は、中高一貫教育の選択的導入に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

1. 略

2. 中高一貫教育の内容は、「ゆとり」のある学校生活の中で、児童・生徒の個性や創造性を大いに伸ばすという本旨にのっとり検討され、受験準備に偏したいわゆる「受験エリート校」化など、偏差値による学校間格差を助長することのないよう十分配慮すること。

3. 中高一貫教育を行う学校では、入学者の選抜にあたって学力検査は行わないこととし、学校の個性や特色に応じて多様で柔軟な方法を適切に組み合わせて入学選抜方法を検討し、受験競争の低年齢化を招くことのないよう十分配慮すること。

4. 略

5. 略

（第5回会議（平成 24 年 10 月 15 日）配付資料 資料番号 4 「広島県の私立高等学校の現状」（p. 4）による）